

**計画の位置づけ** (参考 1)

## ●計画期間

令和 7 (2025)年度～令和11(2029)年度(5 年間)

●こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付け、各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができることから、子ども・子育て支  
援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」他5つの計画と一体的に策定する。

**1. 策定の趣旨**

こども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することが目的とされました。本市では、これまでの取り組みを活かしながらこどもや子育て当事者のこえを聴きながらこどもを主体とする社会をめざし、計画を策定します。

**2. 基本理念及び視点** (参考 2)

こども基本法にのっとり、こども一人ひとりの意見を聴き、こどもにとって最もよいことが何かを考え、こどものことを社会のまんなかになに据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市全体で取り組みます。

**基本理念****こどものこえを聴き、****こどものしあわせをいちばんに考える****『みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち』**

基本理念の実現に向けて計画を策定するにあたり、7つの視点をふまえて項目及び今後の方向性を検討します。

**視点1 「こども目線で考える」視点****視点2 「こどものこえを聴く」視点****視点3 「こどもの成育環境をまもる」視点****視点4 「途切れることなく支援する」視点****視点5 「こどものチャレンジを応援する」視点****視点6 「こどもがつながる居場所をつくる」視点****視点7 「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」視点****3. 実態調査結果における課題****【子育て支援に関するアンケート調査】**

- ・母親、父親ともに育児休業を取得した保護者が増加している。
- ・病気やけが、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気等)等の際にごく少数ではあるが、「やむをえず子どもだけで留守番をさせた」という回答がみられた。
- ・こどもの権利については、「知らない」という回答が最も多く、また、こどもの意見表明や意見反映については「こどもの意見を聴く側のおとなが意識をもつこと」という回答が最も多かった。

**【こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査】**

- ・現在、悩んでいることや困っていることについて、「収入、生活資金のこと」「仕事や職場のこと」「自分のからだのこと」と回答した割合が高い。
- ・「自分に自信がある」と回答した割合が半数にとどまり、「積極的に挑戦することができる」と回答したのは6割にとどまった。一方で「社会のために役に立つことをしたい」という回答は8割にのぼる。
- ・ひきこもり傾向がある人で、困ったときは助けてくれる人がいる割合が低くなる傾向がある。

**【子どもの生活に関する実態調査】**

- ・保護者が身近にあればよいと考えるものとして、「無料で学習支援が受けられる場所」、「放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」と回答した割合が高い。
- ・困窮度(家庭の所得状況)別にみると「家族旅行(日帰りでのお出かけを含む)ができなかった」という項目についての差が大きい。
- ・就学援助の利用状況について、困窮度から受給対象であると見られる世帯数より利用率が低い。

**【ひとり親家庭等へのアンケート調査】**

- ・現在、望むことについて、「子どもの就学援助の拡充」、「年金・児童扶養手当の拡充」、「制度を利用するための手続きの簡素化や電子化」と回答した割合が高い。
- ・離別した相手との養育費の取り決め、養育費の受け取りの状況について、「取り決めをしておらず、受け取っていない」と回答した割合が高い。

**【中学校卒業後の子どもに関するアンケート調査】**

- ・世話をしている家族がいる場合でも、自らをヤングケアラーにあてはまるとは考えていない子どもが半数近くいる。
- ・世話をしている家族がいる場合に「世話について相談をしたことがある」と回答した割合は半数以下と低く、相談機関への相談割合も低い。
- ・ヤングケアラーの置かれている状況は様々で、求める支援も多様かつ複合的な状況である。

#### 4. (仮称)八尾市子ども計画の構成(案) (参考3)

- これまでの本市の取り組みを踏まえ、さらにこどもの視点を重視
- 基本理念の実現にむけて設定した7つの視点で取り組みを推進

##### 基本方向1 ライフステージを通した取り組み

こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います

##### 1 こども視点で考える社会づくり

こどもの権利に関する普及啓発、こどもの意見表明の機会づくり 等

##### 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

こどもが活躍できる機会づくり、こどもが安心して過ごせる居場所づくり 等

##### 3 途切れることないこどもへの支援

こども総合支援センター(ほっぴ)と多様な支援がつながる体制づくり 等

##### 4 こどもの貧困の解消に向けた対策

すべてのこどもの学びをかなえる教育の支援 等

##### 5 多文化共生の推進

外国につながるこどもへの支援 等

##### 6 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくり 等

##### 7 虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

児童虐待防止対策等の更なる強化、ヤングケアラーへの支援 等

##### 8 こども・若者の心身の安全を守る取り組み

こどもの自殺対策、青少年健全育成の推進 等

- こども大綱を勘案し、八尾市の実情も踏まえて体系を策定

- 計画の進捗管理のためにアウトプット指標及びアウトカム指標を設定

##### 基本方向2 ライフステージ別の取り組み

ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

##### 1 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり～子どもの誕生前から幼児期まで～

子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 等

##### 2 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～

子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり 等

##### 3 若者が希望を持ち自立・チャレンジできる環境づくり～青年期～

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制 の充実 等

##### 基本方向3 子育て当事者への支援

安心して子育てができる環境を確保します

##### 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 等

##### 2 地域子育て支援、家庭教育支援の充実

ライフスタイルの多様化に応じたさまざまな子育て支援の推進 等

##### 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

共働き・共育での推進 等

##### 4 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対する相談支援の強化 等

##### 基本方向4 幼児教育・保育、地域子育て支援の確保と充実

##### 第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画

教育・保育給付の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策